

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「職員は」の下に「、平成二十八年三月三十一日までの間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。